

児童発達支援センターの役割と今後の在り方

アンケート調査における自由記述内容の質的分析から

是枝喜代治

(東洋大学福祉社会デザイン学部)

KEY WORDS: 児童発達支援センター, 発達支援, 質的分析法

1. 目的

児童発達支援センターは2020年の時点で全国に699ヶ所設置されており、福祉サービスを中心に行う「福祉型」と福祉サービスと併せて治療を行う「医療型」など、多様なサービス形態に分かれている。また、近年では「受給者証」の発行により、手帳の有無に関わらず療育の必要性が認められた児童を対象に加えることができるなど、弾力的な運用が可能となっている。一方で、自治体による格差や療育の質のばらつきなどの課題も指摘されている。

本研究の目的は、全国の児童発達支援センターに対する悉皆調査の中の自由記述項目を参考に、児童発達支援センターの役割や今後の在り方を探ることである。

2. 方法

1) 調査対象: 各都道府県のWeb情報を基に、所在地等の集約が可能であった全国の児童発達支援センター(497機関)を対象に、質問紙調査を実施した。

2) 調査手続き及び分析方法: 2020年1月末~2月中旬にかけて調査対象機関に質問紙を郵送し回答を求めた。本研究では、自由記述の内容について質的内容分析法を用いてキーワードを特定し、複数のカテゴリーとして集約すると共に、カテゴリーごとに内容の考察を行った。なお、回答者は各センターの所長、児童発達支援管理責任者等の中から当該機関として意思決定に関与できる者に依頼した。

3) 倫理的配慮について: 各回答者に対し、本研究の目的や方法、研究協力に関する利益、不利益等について書面で説明し、同意が得られた場合のみ回答を求めた。なお、本研究の実施にあたり、東洋大学ライフデザイン学部研究等倫理委員会による承認を得た(承認番号:LH2019-016S)。

3. 結果

児童発達支援センターの今後の在り方に関しては、自由記述として105機関からの記述回答(総数:230件)を得た。各記述内容からキーワードを特定し、質的内容分析法を用いて関連する内容を集約した結果、9のカテゴリー<①(医ケア児を含む)多様化する児童の受け入れと対応、②早期療育体制及び子どもの発達支援の充実、③職員待遇の改善による支援体制の充実、④子育て支援・家族支援の充実、⑤地域における中核施設としての役割の強化、⑥アウトリーチ型の支援の拡大、⑦センターと他機関との連携の充実、⑧インクルーシブな地域支援体制の構築、⑨センター職員の専門性の向上>が生成された。さらに、各カテゴリー間のつながりを検討したところ、児童発達支援ガイドラインに示される基本的事項の内容(本人支援、家族支援、地域支援、関係機関との連携、支援の質の向上と権利擁護)と関連づけられた。表1には各カテゴリー及び上位カテゴリーの内容の抜粋と自由記述データの抜粋を示した。

4. 考察

質的内容分析法(Krippendorff,1980)により、最終的に上位カテゴリーとして括られた児童発達支援ガイドラインの基本的事項5項目の中から、特に記述量が多かった「発

達支援」と「関係機関との連携」について考察していく。

表1 各カテゴリー及び上位カテゴリーの抜粋(N=105)

上位カテゴリー	カテゴリー	記述データ
発達支援	(医ケア児を含む)多様化する児童の受け入れと対応	・遠い所から遠くまで、地域で安心して通うことができる(医ケアの受け入れ可能な)医療型児童が増えればいいと思う。 ・訓練や入浴支援も受けられれば、なお良いと思う。 ・発達障害のお子さんだけでなく、医療的ケア等を必要とするお子さんへの支援の検討と拡充が必要になってくると感じています。 ・多様化するニーズに応えながら障害のある子どもも地域で安心して生活できるサポートを考えていきたいです。 ・児童の将来にとってとても大切な時期に、専門的な指導者集団の中で行うことは非常に有効と考えます。
	早期療育体制及び子どもの発達支援の充実	・0歳から行政機関と連携しながら早期に障がいを見出し、療育につなげることで、将来引きこもり等の二次障がいも回避することにつながる。 ・幼児に関しては、保育園・幼稚園・認定こども園等があるが、児童を利用している子どものステップアップとして利用していくには、少し難しい問題もあり、うまく引き継ぎができない状況にもなる。幼児への教育課程の中に、もう少し発達支援の取り組みが必要なのではないかと感じる。
	職員待遇の改善による支援の充実	・地域支援センターの役割から見て、通所支援の範囲だけでは不十分な補助、助成を行ってほしい。 ・児童センターは、今後、役割を地域の中で明確にしていかなければ、淘汰されていくのではないかと危機感を抱いております。また、児童事業所への指導監督等の強化や、児童ガイドラインの遵守を徹底させていくなど、行政機関とも連携を強化しながら、地域の発達支援システムの中心的な立ち位置を構築していくことが必要です。 ・受け入れる側の人員確保が最大の課題である。センターによっては特機児童がいるのに、職員不足で縮小している所もある。児童水準を安定させなければ運営自体が危ぶまれる。
センターと他機関との連携	センターと他機関との連携の充実	・児童発達支援センターだけで、全ての支援を行うには困難であるため、関係機関と連携を求めたり、役割分担しながら、地域での支援をよりスムーズに行っていくことが必要と考えます。 ・適切な運営等は監査により指導、確認されるが、支援の内容については、アドバイスも参考にしながら、「適切な支援」がどうあるべきか、センター間交流等があれば良いのではないかと感じます。
	インクルーシブな地域支援体制の構築	・育て難さを抱えている保護者の事例は様々な年代、困難事例も増すばかり。支援者側は研修などを通して事業所間のネットワークを強化しつつ、事業所間も連絡協議会などに参加しながら、関係機関との情報交換や意見交換の場を設け、相互の連携は今後も大切と思う。 ・障害のある子はセンターへ行くのではなく、どの子どもも、地域の幼稚園、保育園へ通い、そこで必要な支援を受けられるようになれば、児童発達支援センターは必要なくなると思ふ。 ・保育所等訪問支援事業がより活用されることで、地域で過ごす子どもの受け入れが広がってほしい。インクルーシブと言われているが、現状は難しいがある。教育・医療・福祉、保健の連携と連携が、発達支援と連携して、自治体による「格差を減らす。児童に携わる人材確保が難しく職員や保護者から見ても魅力ある施設づくりが必要となる。 ・現在の社会資源においては、まだまだ児童発達支援センターの役割は必要とされていると思うが、将来的には子どもは、障害の有無に関わらず、地域の中で、共に成長できたらと思う。

「発達支援」に関しては、医療型センターの増設や医療的ケア児への支援の検討、拡充を求める意見などが認められた。本調査における医療型センターは、全体で11機関(公設7機関、民間立3機関、その他1機関)と限られていたが、厚生労働省の調査でも、2020年の時点で、全国の児童発達支援センター669機関の中で医療型センターは98機関と、7分の1程度に留まっている。また、「障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究:平成27年度総括研究報告書」(2015)では、医療型センターの大半が公立・事業団などの公的機関が実施していることから、地域に開かれた医療機関として機能の拡充を行い、さまざまな発達支援を要する児童の受け入れを図ることや、発達支援の内容に応じて加算を付けていく仕組みの検討などが提言されている。2021年4月以降、児童発達支援事業等における看護職員加配(配置)加算の報酬改定等が行われているが、今回の調査結果を含めて考察すると、医療型センターの機能を拡充するなど、地域の中で医療的ケア児の支援を包括的に検討していくことの必要性が考えられた。

「関係機関との連携」に関しては、地域の他の児童発達支援事業所等との役割分担や、地域の他のセンターとの情報交換、さらには自治体の格差解消や共生社会をめざして取り組むことの必要性などの幅広い意見が示された。児童発達支援事業を行う事業所数は、近年漸増傾向にあり、2015年の段階で3,258機関であったのに対し、2021年の段階では8,265機関が認定され、6年間で約2.5倍となっている。年々、増え続ける児童発達支援事業所に対し、行政や地域の児童発達支援センターが有機的に連携し合い、適切に役割分担を行うなどして、地域の実情に合わせた包括的な療育システムを構築していくことが直近の課題として考えられた。こうした課題解決に向けて、地域に在住する障害児の実態(対象児個人個人の障害の状態やニーズ、地域療育の実情等)を把握している行政機関が主導的に関わっていくことと、児童発達支援センターを中心とする縦横断的な地域ネットワークを早急に整備し、充実させていくことが望まれる。(KOREEDA Kiyoji)